

会計方針の変更

1. 資産除去債務に係る会計処理

「独立行政法人会計基準の改訂について」(平成22年3月30日 独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会)に基づき、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成22年3月30日改訂)、「独立行政法人会計基準」第80の規定を除く)の適用が、当事業年度からであることから、当事業年度より、「資産除去債務に係る会計処理」を適用しております。

これによる当事業年度の経常利益及び当期純利益に与える影響はありません。